5　第三項の規定は、令第百十三条第十三項において準用する同条第九項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第三項第一号中「第百十三条第八項第一号」とあるのは「第百十三条第十三項において準用する同条第八項第一号」と、同項第二号ロ中「第百十三条第九項の内国法人」とあるのは「第百十三条第十三項において準用する同条第九項の通算法人」と読み替えるものとする。

第二十六条の二の二を第二十六条の二の四とする。

第二十六条の二の次に次の二条を加える。

（時価評価除外法人の控除対象外欠損金額に係る事業関連性の判定）

第二十六条の二の二　第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令第百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）の通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第五十七条第八項（欠損金の繰越し）の通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において、」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第百十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第百十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

（特定資産譲渡等損失額に相当する金額に係る資産の単位等）

第二十六条の二の三　令第百十二条の二第五項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第百十二条第六項第三号イ（適格合併による欠損金の引継ぎ等）（令第百十二条の二第五項において準用する令第百十二条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、第二十六条の二第一項各号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2　第二十六条の二第二項の規定は、令第百十二条の二第五項において準用する令第百十二条第六項第三号ロ（令第百十二条の二第五項において準用する令第百十二条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十六条の二第二項第一号中「第百十二条第五項第一号（同条第八項」とあるのは「第百十二条の二第五項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令第百十二条第五項第一号（令第百十二条の二第五項において準用する令第百十二条第八項」と、「同条第七項」とあるのは「令第百十二条の二第五項において準用する令第百十二条第七項」と、同項第二号ロ中「第五十七条第三項（欠損金の繰越し）の内国法人」とあるのは「第五十七条第八項（欠損金の繰越し）の通算法人」と読み替えるものとする。

第二十六条の三の見出し中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第一項中「法第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の」を「内国法人が法第五十七条第一項（」に改め、「受けようとする」の下に「場合（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人が法第六十四条の七第一項（欠損金の通算）の規定により当該内国法人の法第五十七条第一項の欠損金額について同項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）には、当該」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する事業年度が青色申告書を提出する事業年度でない場合には、その事業年度に係る前二項の規定の適用については、第一項中「第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類」とあるのは「第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類」と、「当該帳簿書類」とあるのは「当該帳簿及び書類」と、「その写し）」とあるのは「これらの写し）」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第六十七条第一項第一号」と、前項中「帳簿書類」とあるのは「帳簿及び書類」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十一に定める記載事項」とあるのは「別表二十三の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする」とする。

第二十六条の三第四項を削る。

第二十六条の五を削る。

第二十六条の四第一項中「第百十三条の二第六項」を「第百十三条の三第六項」に改め、同条第二項第一号イ(1)中「第百十三条の二第十一項第一号」を「第百十三条の三第十項第一号」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、同号ロ(1)中「第百十三条の二第十一項第二号」を「第百十三条の三第十項第二号」に改め、同号ハ(1)中「第百十三条の二第十一項第三号」を「第百十三条の三第十項第三号」に改め、同条第三項中「第百十三条の二第十三項」を「第百十三条の三第十二項」に改め、同条第四項中「第百十三条の二第十四項」を「第百十三条の三第十三項」に改め、同条を第二十六条の五とする。

第二十六条の三の二の見出し中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同条第一項中「第百十二条第十四項第三号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）」を「第百十三条の二第一項第三号（事業の再生が図られたと認められる事由等）」に改め、同条第二項中「第百十二条第十四項第三号ハ」を「第百十三条の二第一項第三号ハ」に改め、同条第三項中「第百十二条第十七項」を「第百十三条の二第四項第二号」に改め、同条を第二十六条の四とする。